



第2章

人権をめぐる社会的な動向

1 人権をめぐる社会的な動向

(1) 国際的な動向

20 世紀には、世界を巻き込んだ大戦が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺など、人権侵害、人権抑圧が横行しました。このような経験から、人権問題は国際社会全体にかかわる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。

そこで、1948(昭和 23)年 12 月 10 日、国際連合(以下「国連」という。)第3回総会(パリ)において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。この「世界人権宣言」をより実効あるものとするため、国連はその後「国際人権規約」(1966[昭和 41]年)をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)(1965[昭和 40]年)、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約)(1979[昭和 54]年)、「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)(1989[平成元]年)、「障がい者の権利に関する条約」(障がい者権利条約)(2006[平成 18]年)などの人権に関する条約を採択するとともに、「国際人権年」(1968[昭和 43]年)、「国際女性(婦人)年」(1975[昭和 50]年)や「国際障がい者年」(1981[昭和 56]年)、「国際識字年」(1990[平成2]年)等の国際年を定めて重要な人権課題についての集中的な取組を展開するなど、国際的な人権保障に努めてきました。

こうした中、国連は、2015(平成 27)年に「持続可能な開発目標」(SDGs)を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を採択し、貧困の解消やジェンダー平等の実現、不平等の是正等の目標が掲げられました。

また、人権教育については、1994(平成6)年の国連総会において、1995(平成7)年から 2004(平成 16)年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」と定め、これを具体的を実施するための行動計画が示されたことにより、各国では国内行動計画の策定や人権教育のための国内委員会の設立等、人権教育の推進に向けた取組が進められました。最終年となる 2004(平成 16)年には、世界各国で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的とした「人権教育のための世界計画」を開始する宣言を採択し、終了期限を設けず5年ごとの行動計画が策定されました。

第1フェーズ(2005[平成 17]年～2009[平成 21]年)では初等教育及び中等教育における人権教育、第2フェーズ(2010[平成 22]年～2014[平成 26]年)では高等教育における人権教育、公務員などへの人権教育、第3フェーズ(2015[平成 27]年～2019[平成 31]年)では第1、第2フェーズの重要な行動計画の取組の強化及びメディア専門家・ジャーナリストへの人権研修の促進、第4フェーズ(2020[令和2]年～2024[令和6]年)では人権教育を通じた青少年の強化が示されました。

2024(令和6)年には、第5フェーズとして、第4フェーズの重点領域の「若者」にこどもを含むよう拡大し、特にデジタル技術、環境や気候変動とジェンダー平等に焦点をあてること、また、第5フェーズを「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と連携させることが決議されました。

■国際人権諸条約一覧

条約名	採択年	日本の締結年
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949(昭和 24)年	1958(昭和 33)年
難民の地位に関する条約(難民条約)	1951(昭和 26)年	1981(昭和 56)年
婦人の参政権に関する条約	1953(昭和 28)年	1955(昭和 30)年
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)	1965(昭和 40)年	1995(平成7)年
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A 規約)(社会権規約)	1966(昭和 41)年	1979(昭和 54)年
市民的及び政治的権利に関する国際規約(B 規約)(自由権規約)	1966(昭和 41)年	1979(昭和 54)年
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)	1979(昭和 54)年	1985(昭和 60)年
拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)	1984(昭和 59)年	1999(平成 11)年
児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)	1989(平成元)年	1994(平成6)年
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)	2006(平成 18)年	2009(平成 21)年
障がい者の権利に関する条約(障がい者権利条約)	2006(平成 18)年	2014(平成 26)年

(2)国内の動向

国では、すべての国民に基本的人権の尊重を保障する「日本国憲法」のもと、人権に関する諸制度の整備や諸条約への加入など、さまざまな施策が講じられ、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて取組が進められてきました。

人権問題・人権教育への取組としては、1996(平成8)年12月に5年間の時限立法として、人権擁護に関する施策を推進するための「人権擁護施策推進法」が制定され、1997(平成9)年7月には『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」が策定されました。さらに、2000(平成12)年12月には、国と地方公共団体が人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務として位置づけた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、2002(平成14)年3月には、同法に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」(2011[平成23]年4月一部変更)が策定されました。2025(令和7)年6月には、同計画策定後の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策のさらなる推進を図るため、「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」が策定されました。

第1次基本計画策定後の分野別の人権施策についても、それぞれ個別法や計画の整備が進められています。2016(平成28)年には、差別解消を目的とする「障害を理由とする差別の解消に関する法律」(障がい者差別解消法)(2021[令和3]年改正)、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消法)の、いわゆる人権3法が施行されました。その他、主なものとして、「再犯の防止等の推進に関する法律」(2016[平成28]年12月)、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(2019[令和元]年5月)、「こども基本法」(2023[令和5]年4月)、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(2023[令和5]年6月)、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(2024[令和6]年4月)等が施行されました。

■主な人権関係法

分 野	名 称	制定年※
人権全般	人権擁護委員法	1949(昭和 24)年
	社会福祉法	1951(昭和 26)年
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (人権教育・啓発推進法)	2000(平成 12)年
インターネット	特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律 (情報流通プラットフォーム対処法)	2001(平成 13)年
	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 (リベンジポルノ被害防止法)	2014(平成 26)年
部落問題	部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法)	2016(平成 28)年
女性	売春防止法	1956(昭和 31)年
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)	1972(昭和 47)年
	男女共同参画社会基本法	1999(平成 11)年
	ストーカー行為等の規制等に関する法律 (ストーカー規制法)	2000(平成 12)年
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)	2001(平成 13)年
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)	2015(平成 27)年
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (女性支援新法)	2022(令和4)年
こども	児童福祉法	1947(昭和 22)年
	母子及び父子並びに寡婦福祉法(母子及び寡婦福祉法)	1964(昭和 39)年
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童買春禁止法)	1999(平成 11)年
	児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)	2000(平成 12)年
	子ども・若者育成支援推進法	2009(平成 21)年
	子ども・子育て支援法	2012(平成 24)年
	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	2013(平成 25)年
	いじめ防止対策推進法	2013(平成 25)年
	こども基本法	2022(令和4)年

※ 過去に名称変更を伴う改正を経ている法律については、現在の法律の名称を記載し、元の法律が制定された年を制定年としています(以下同じ)。

※ 2019 年1月1日から 4 月 30 日までの日付を表記する場合は、「平成」の元号を用い、2019 年 5 月 1 日以降の日付を表記する場合は、「令和」の元号を使用しています(以下同じ)。

分 野	名 称(略 称)	制定年※
高齢者	老人福祉法	1963(昭和 38)年
	高齢社会対策基本法	1995(平成7)年
	介護保険法	1997(平成9)年
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	2001(平成 13)年
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)	2005(平成 17)年
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)	2006(平成 18)年
	成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)	2016(平成 28)年
	ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(ユニバーサル社会実現推進法)	2018(平成 30)年
	共生社会の実現を推進するための認知症基本法(認知症基本法)	2023(令和5)年
障がい者	身体障害者福祉法	1949(昭和 24)年
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)	1950(昭和 25)年
	知的障害者福祉法	1960(昭和 35)年
	障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)	1960(昭和 35)年
	障害者基本法	1970(昭和 45)年
	身体障害者補助犬法	2002(平成 14)年
	発達障害者支援法	2004(平成 16)年
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)	2005(平成 17)年
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	2011(平成 23)年
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)	2013(平成 25)年
	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律	2019(平成 31)年
	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律	2022(令和4)年
	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律	2024(令和6)年
外国人	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)	2016(平成 28)年
性的マイノリティ	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害特例法)	2003(平成 15)年
	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	2023(令和5)年
災害	災害対策基本法	1961(昭和 36)年
	被災者生活再建支援法	1998(平成 10)年
	東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(子ども・被災者支援法)	2012(平成 24)年

分 野	名 称	制定年※
犯罪被害者等	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	1980(昭和 55)年
	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(犯罪被害者保護法)	2000(平成 12)年
	犯罪被害者等基本法	2004(平成 16)年
感染症・疾病	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	1998(平成 10)年
	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律	2001(平成 13)年
	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)	2008(平成 20)年
	新型インフルエンザ等対策特別措置法	2012(平成 24)年
	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律	2019(令和元)年
アイヌの人々	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)	1997(平成9)年
	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ民族支援法)	2019(平成 31)年
刑を終えて出所した人及びその家族	再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)	2016(平成 28)年
北朝鮮当局によって拉致された被害者等	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(拉致被害者支援法)	2002(平成 14)年
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(北朝鮮人権侵害対処法)	2006(平成 18)年
生活困窮にある人	生活保護法	1950(昭和 25)年
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス自立支援法)	2002(平成 14)年
	生活困窮者自立支援法	2013(平成 25)年
個人情報保護	個人情報の保護に関する法律	2003(平成 15)年
人身取引	人身保護法	1948(昭和 23)年
ゲノム情報(遺伝情報)	良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律(ゲノム医療推進法)	2023(令和5)年
自死・自死遺族	自殺対策基本法	2006(平成 18)年

(3)奈良県の動向

奈良県では、県内各市町村にある人権問題啓発活動推進本部の役割を一層推進し、実効あるものにしていくために、1988(昭和 63)年に県内 39 市町村(結成当時は 47 市町村)の結集体として「奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会」(啓発連協)が結成され、差別をなくす、人権を大切にする、「人権のまちづくり」実現に向け、さまざまな人権問題に対する啓発を推進しています。

1997(平成9)年には、あらゆる差別が撤廃され、人権が尊重される自由で平等な奈良県の実現を誓い、「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」が施行されました。1998(平成 10)年には、県の人権教育・啓発の指針となる『「人権教育のための国連 10 年」奈良県行動計画」が策定され、2004(平成 16)年には、「奈良県人権施策に関する基本計画」を策定し、2020(令和2)年には同計画の改定が行われました。

また、2008(平成 20)年には、「人権教育の推進についての基本方針」が策定されたほか、2016(平成 28)年には、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」と「奈良県犯罪被害者等支援条例」が、2019(平成 31)年には、「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が、2020(令和2)年には、「奈良県更生支援の推進に関する条例」が施行されました。

(4)本市の取組

本市においては、1998(平成 10)年に「御所市人権擁護に関する条例」を制定し、さらに 2000(平成 12)年には『「人権教育のための国連 10 年」御所市行動計画」を策定し、市政運営の主な柱として「人権を大切にする施策の推進」を位置づけ、全庁的に人権尊重を基本とするあらゆる施策の推進に取り組んできました。また、2016(平成 28)年には、第1次基本計画を策定し、「あらゆる差別をなくし、明るく住みよいまちづくり」の実現に向けた取組を進めてきました。2022(令和4)年には、社会情勢の変化や新たな人権課題等に対応するため、第1次基本計画の中間見直しを行いました。

2019(令和元)年 12 月には、市民一人ひとりが手話への理解を深め、手話を用いることで人と人をつなぎ、安心して暮らせる共生社会を実現するため、「御所市手話に関する条例」を制定しました。

2021(令和3)年4月には、犯罪被害にあわれた方々の早期回復や負担軽減を図るとともに、犯罪被害者等が安心して暮らし続けられる地域社会を築き、再び平穏な生活を営むことができるよう、「御所市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

2 人権をめぐる国内の社会経済情勢の変化

(1)国際化

国では、めざすべき外国人との共生社会のビジョン、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題と具体的施策等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を 2022(令和4)年6月に策定し、めざすべきビジョンの一つとして、「外国人を含め、すべての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会」を掲げ、各種取組を進めています。

国際化は、都市部だけではなく国内すべての地域で進んでおり、文化的背景の相違や無理解等による偏見や差別が依然として少なからず存在しています。「外国人を含め、すべての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会」を実現するためには、すべての人が多様性を尊重し、共に社会をつくっていくことの必要性や意義に対する理解を深めていく必要があります。

(2)「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まり

2011(平成 23)年、国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持されました。この指導原則は、「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」の3つの柱から構成され、企業も人権を尊重する責任があるとして、国際人権規約(A規約「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」・B規約「市民的及び政治的権利に関する国際規約」)及び国際労働機関(ILO)中核的労働基準に掲げられた権利を尊重することを求めるもので、国では、この指導原則が政策に反映され、企業活動における人権尊重の促進を図ることを目的として、2020(令和2)年に『「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)』が策定されました。

また、経済協力開発機構(OECD)による「多国籍企業行動指針」の 2011(平成 23)年の改訂、国際労働機関(ILO)による「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」の 2017(平成 29)年の改定において、企業の人権尊重責任が盛り込まれたことも踏まえ、これらの国際スタンダードを踏まえた企業による人権尊重の取組をさらに促進することを目的として、2022(令和4)年9月、政府は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しました。同ガイドラインでは、企業は、人権尊重責任を果たすため、人権方針の策定、人権デュー・ディリジェンス(企業が、人権への影響を特定し、予防し、軽減し、そしてどのように対処するかについて説明するために、人権への負の影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施する一連の流れ)の実施、自社が人権への負の影響を引き起こしている場合や助長している場合には救済が求められるとしています。

(3)情報化

近年、情報の拡散力が圧倒的に高いSNSが登場するとともに、スマートフォンが普及し、インターネット利用が飛躍的に進んでおり、誰もが情報を瞬時に発信することが可能となりました。このような情報化社会は、人々の生活を豊かにしている一方、ひとたびインターネット上で人権侵害が行われると、情報が瞬く間に拡散し、インターネット上に残存して削除が極めて困難になるといった特徴から、インターネット上の人権侵害が深刻化しています。また、さまざまなマイノリティの人々を対象としたインターネット上の誹謗中傷事案が生じており、各人権課題に横断的に関わるテーマとなっているため、若年層を含め、全世代を対象としたインターネット利用に関する教育・啓発は重要な課題となっています。

さらに、インターネット上の人権侵害は、加害者が匿名であることが多く、必ずしも被害者への恨みなどの私的感情を背景として行われるものに限らず、社会的に非難され得る行為に及んだ人物に対して、自己の正義感に基づいて行った言論が誹謗中傷に発展しているケースや、閲覧数を増加させて広告収入を得ることを目的としているケースなど、その動機にはさまざまなものが存在するという特質があります。こうした状況を踏まえ、国においては、2025(令和7)年4月に「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(情報流通プラットフォーム対処法)が施行され、大手プラットフォーム事業者等に対し、差別事象等のインターネット上の違法・有害情報への削除要請対応の迅速化と運用状況の透明化が義務づけられました。

今後は、被害者にならないための留意点や被害者になった場合の対応の周知を継続しつつ、加害者にならないための「責任ある情報発信」という観点からの教育・啓発にも重点を置く必要があります。

(4)少子高齢化

日本では、出生率の低下による若年齢者の減少と平均寿命の向上で、人口に占める高齢者の割合が増加する少子高齢化が進行しており、「人生 100 年時代」といわれる現代において、少子高齢化への対応は喫緊の課題となっています。

身体的・経済的虐待等の人権侵害の被害から高齢者を守る取組を継続して実施していく必要があります。さらに、年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備や、学習や社会参加の促進など、高齢者が年齢にかかわらずいきいきとした人生を送ることができるよう支援を継続していく必要があります。

(5)いわゆる「複合差別」の観点

人権問題は単独に存在するだけではなく、複数の人権問題が重なり合う場合も多くあり、複数の属性が重複することに起因して、複合的または加重的な形態の差別を受けるといったいわゆる「複合差別」の問題があります。

特定の個人に複数の属性が重複すると、より深刻な差別を受けたり、差別を受けた場合の救済方法が個別の属性に応じたものとして設定されているため、救済にたどり着かないことなど、被害の深刻化が懸念されています。

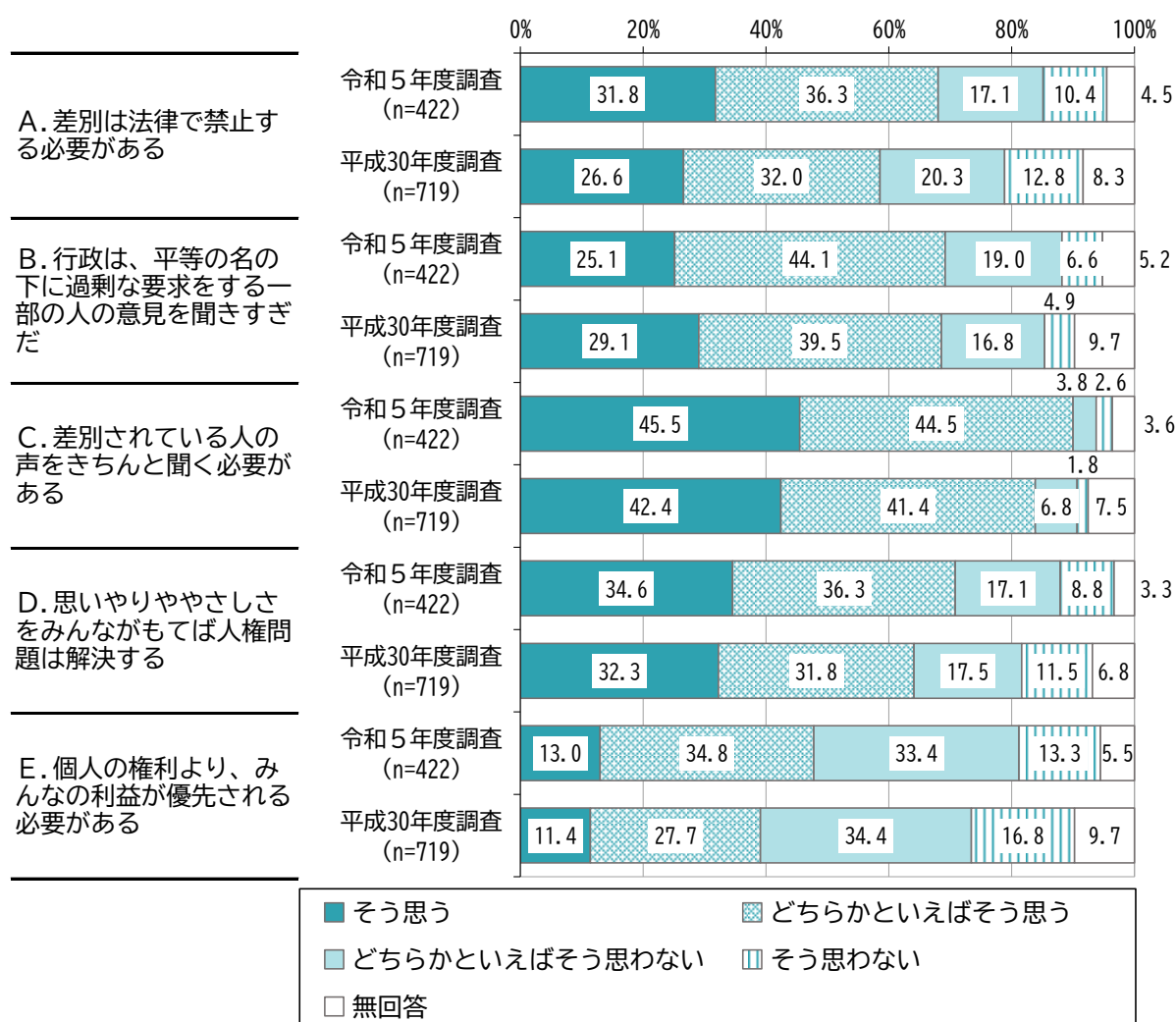
3 本市における人権意識の変化(市民意識調査の結果より)

(1)「人権・差別をめぐる意見」についての考え方

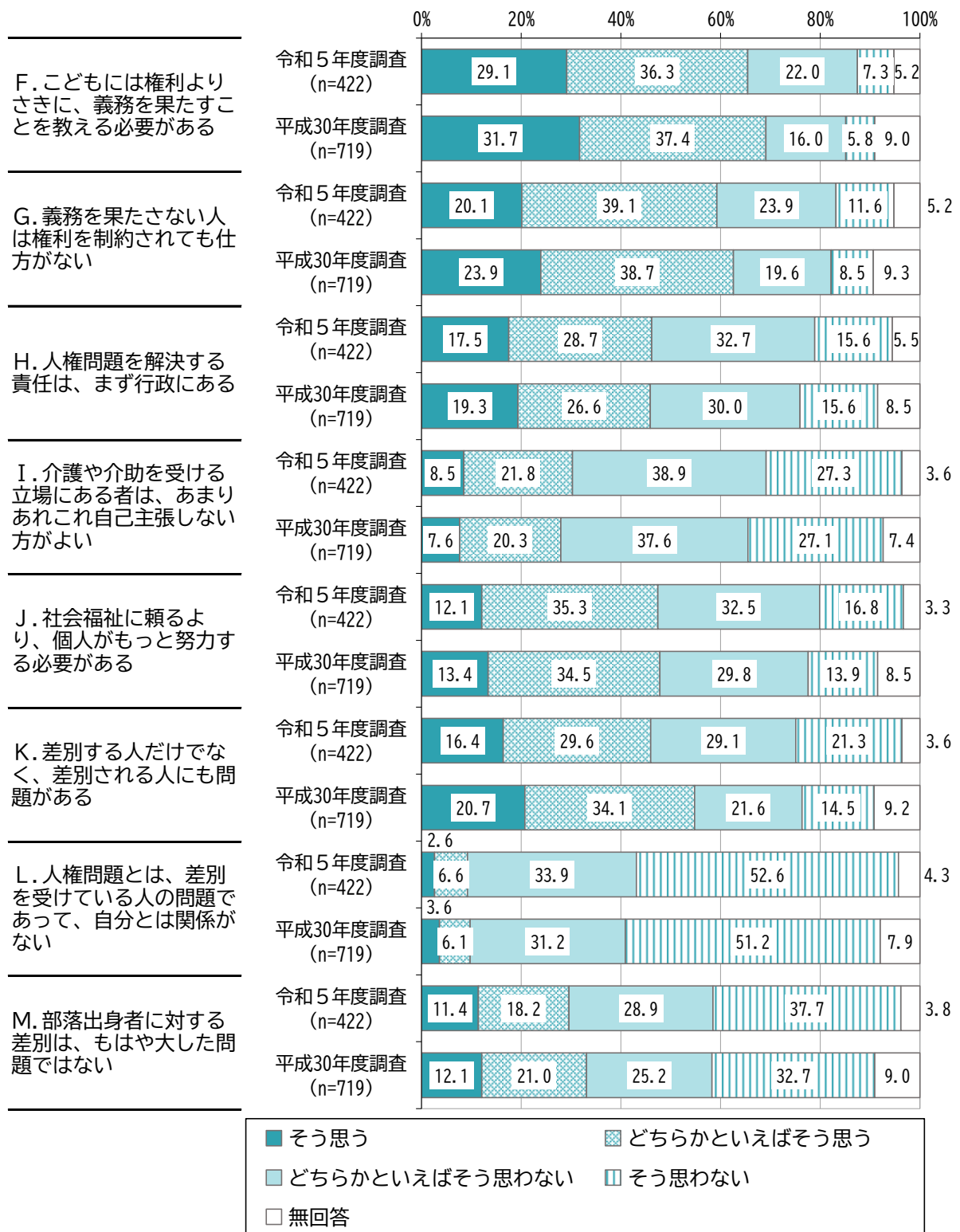
「人権・差別をめぐる意見」についての考え方について、『肯定派』(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)については、「C.差別されている人の声をきちんと聞く必要がある」が 90.0%で最も高くなっており、次いで「D.思いやりやさしさをみんながもてば人権問題は解決する」(70.9%)、「B.行政は、平等の名の下に過剰な要求をする一部の人の意見を聞きすぎだ」(69.2%)の割合が高くなっていました。また、「E.個人の権利より、みんなの利益が優先される必要がある」では『肯定派』が 47.8%で、2018(平成 30)年度調査(39.1%)より 8.7 ポイント増加していました。

一方、『否定派』(「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計)については、「L.人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない」が 86.5%で最も高くなっており、次いで「M.部落出身者に対する差別は、もはや大した問題ではない」(66.6%)、「I.介護や介助を受ける立場にある者は、あまりあれこれ自己主張しない方がよい」(66.2%)の割合が高くなっていました。

■「人権・差別をめぐる意見」についての考え方①(単数回答)

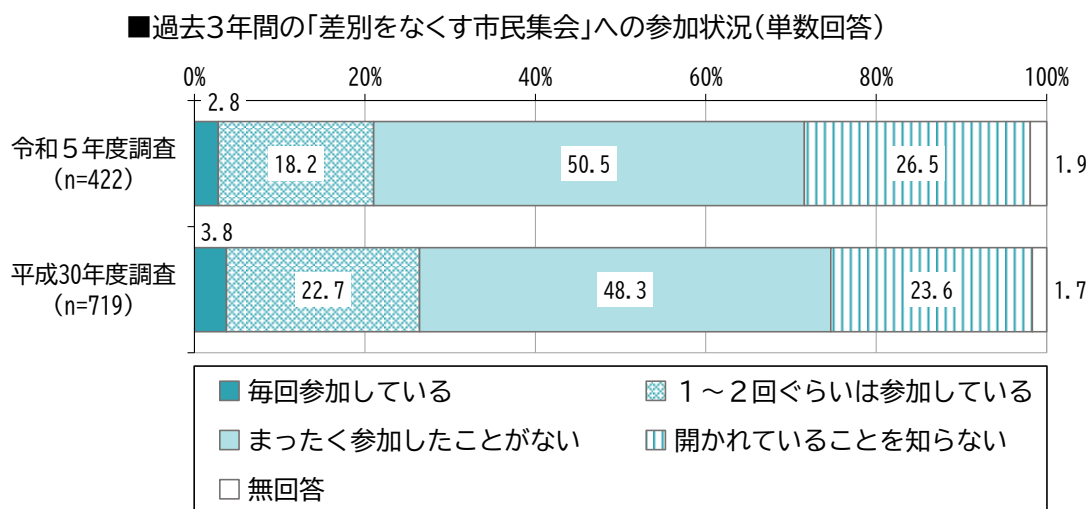


■「人権・差別をめぐる意見」についての考え方②(単数回答)



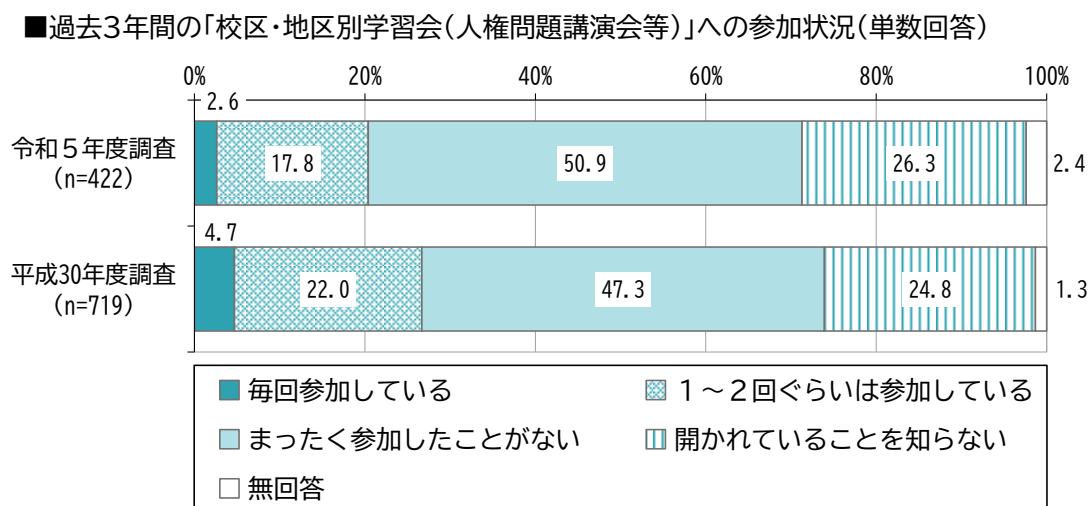
(2)「差別をなくす市民集会」への参加状況

過去3年間の本市主催の「差別をなくす市民集会」への参加状況について、『参加した』（「毎回参加している」と「1～2回ぐらいは参加している」の合計）は 21.0%で、2018（平成 30）年度調査（26.5%）より 5.5 ポイント減少していました。



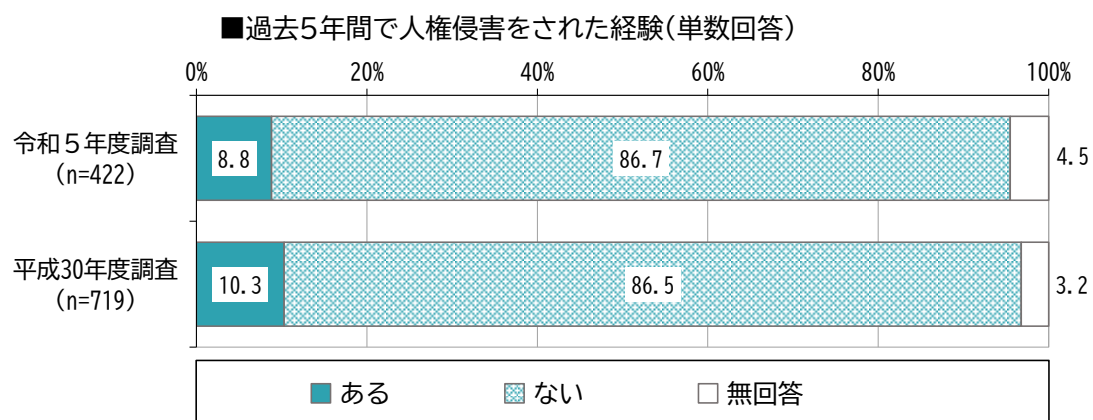
(3)「校区・地区別学習会(人権問題講演会等)」への参加状況

過去3年間の人権教育推進協議会主催の「校区・地区別学習会(人権問題講演会等)」への参加状況について、『参加した』（「毎回参加している」と「1～2回ぐらいは参加している」の合計）は 20.4%で、2018（平成 30）年度調査（26.7%）より 6.3 ポイント減少していました。



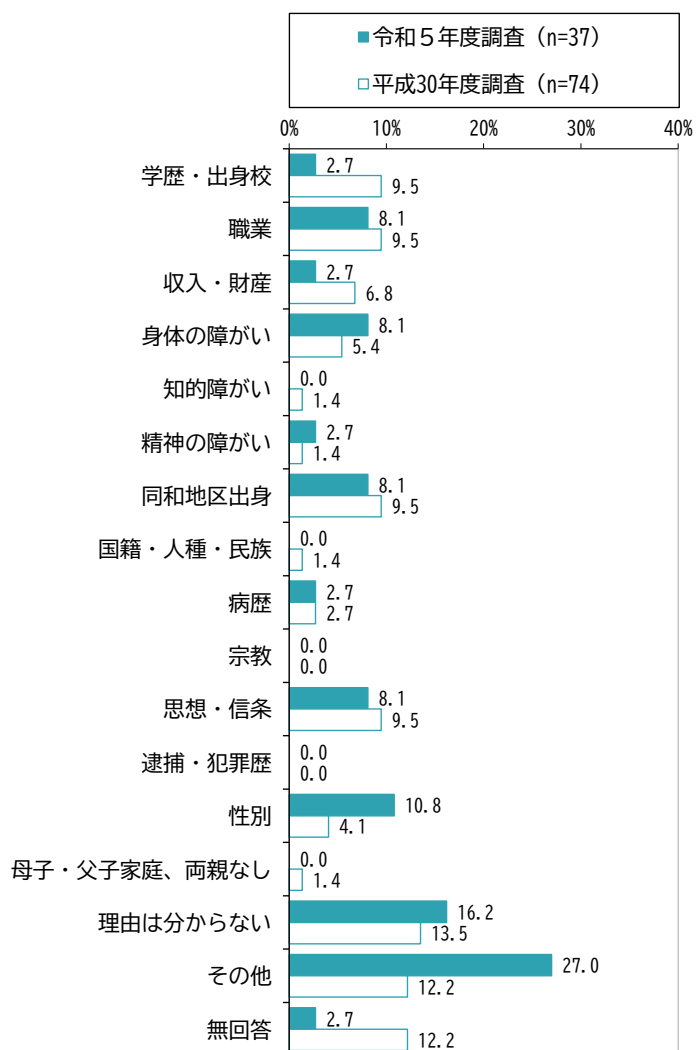
(4)人権侵害をされた経験

過去5年間で人権侵害をされた経験については、「ある」が8.8%となっていました。



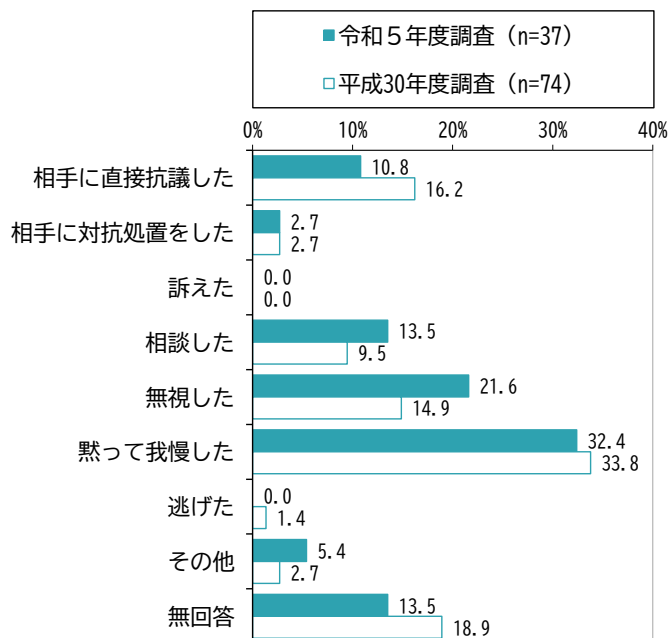
過去5年間で人権侵害をされた経験がある人の、その理由については、「その他」が27.0%で最も高くなっていました。

■人権侵害の理由(最も印象に残っている経験1つ)(単数回答)



過去5年間で人権侵害をされた経験がある人の、その人権侵害への対応については、「黙って我慢した」が 32.4%と最も高く、次いで「無視した」が 21.6%となっており、「相談した」は 13.5%となっています。

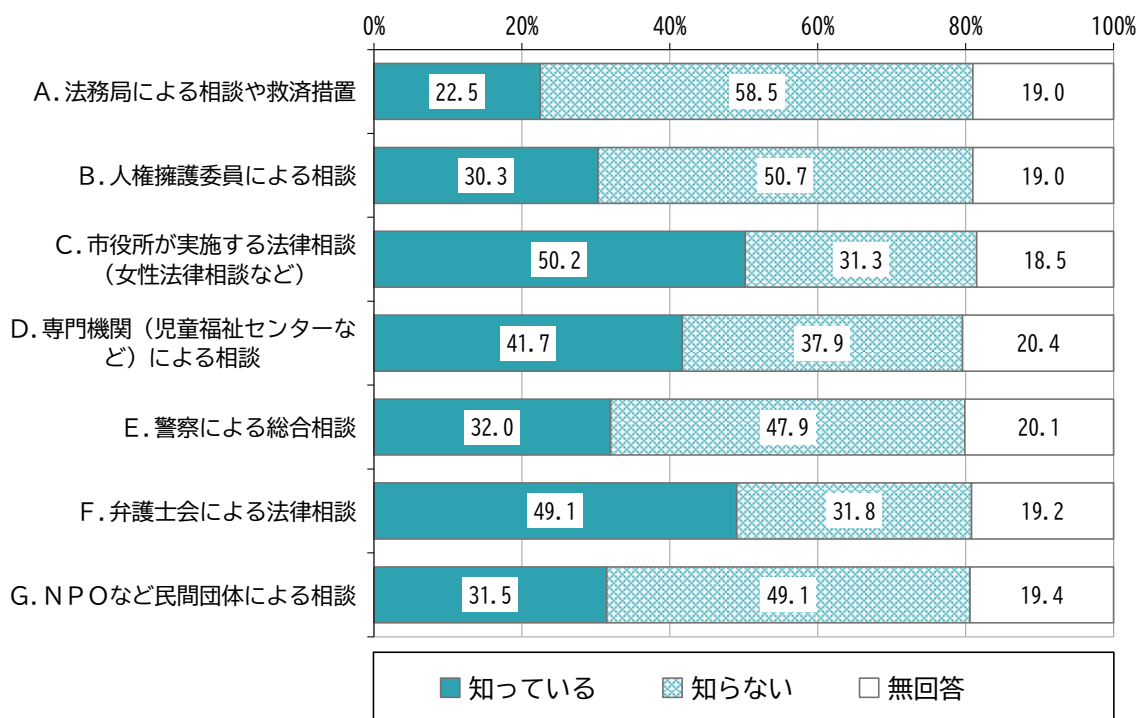
■人権侵害への対応(複数回答)



(5)人権を守るための制度等の認知度

人権を守るための制度等の認知度について、「知っている」では、「C.市役所が実施する法律相談(女性法律相談など)」が 50.2%で最も高くなっていました。

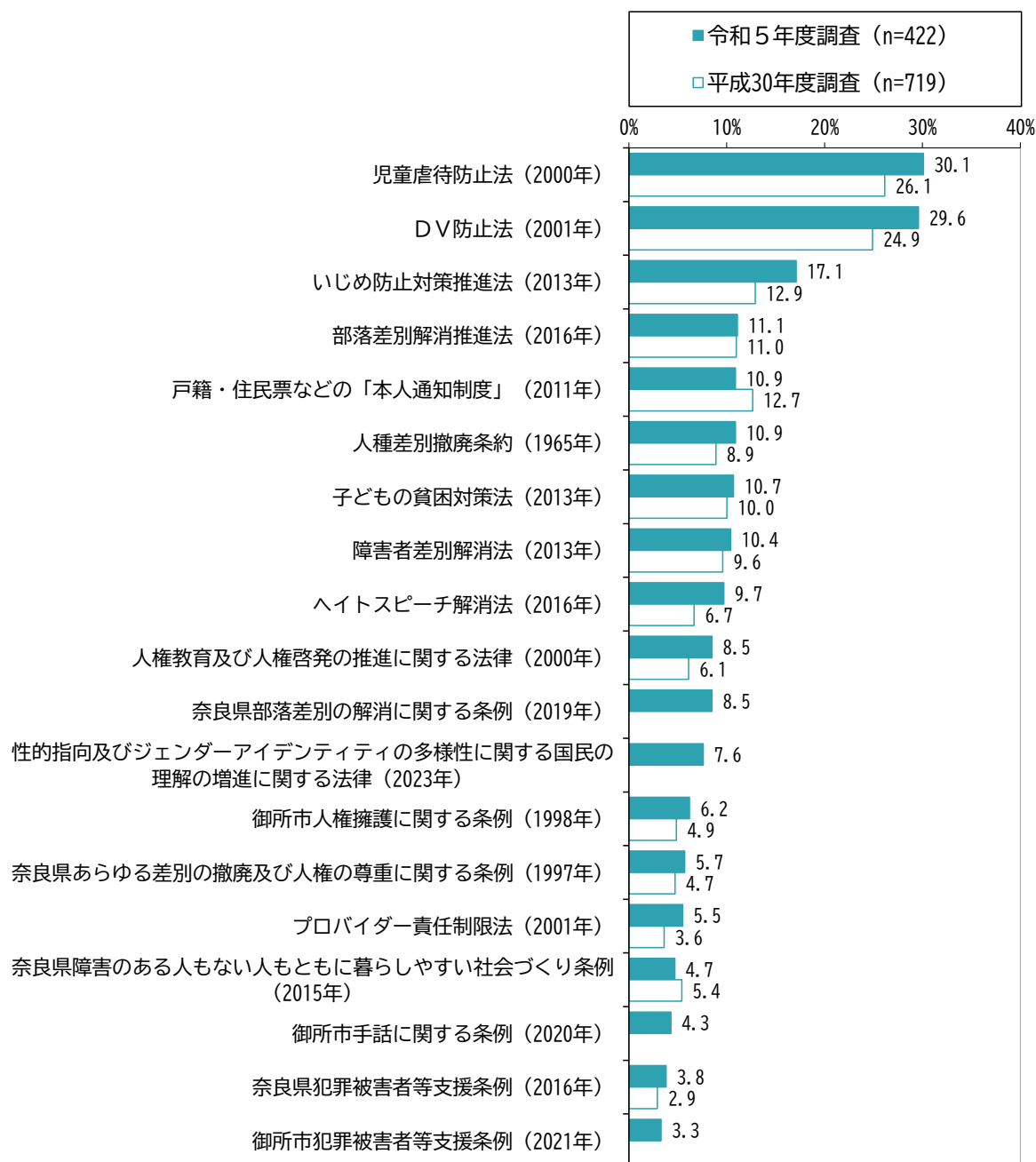
■人権を守るための制度等の認知度(単数回答)



(6)人権に関する法律や条例の認知度

人権に関する法律や条例の認知度については、「児童虐待防止法」が 30.1%で最も高くなっていました。

■人権に関する法律や条例の認知度(「内容も知っている」の割合)



※「奈良県部落差別の解消に関する条例」、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、「御所市手話に関する条例」、「御所市犯罪被害者等支援条例」は 2023(令和5)年度調査からの設問